

平成23年4月1日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式マザーファンド 信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 日頃は弊社投資信託をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、弊社では「損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式オープン（愛称：メルハバ）」の主要投資対象である「損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式マザーファンド」（以下「当マザーファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、信託約款の変更を予定しております。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、今般の信託約款の変更にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

敬具

記

1. 変更内容

「損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式オープン（愛称：メルハバ）」の主要投資対象である「損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式マザーファンド」の運用上のベンチマークを廃止します。
※信託約款の変更内容については、後記〔参考〕をご参照ください。

2. 変更理由

運用上のベンチマークである「MSCI Turkey 10/40 Index」が算出中止となることに伴い、当マザーファンドのベンチマークを廃止するものです。

※当マザーファンドの運用方針において、ベンチマーク廃止以外に実質的な変更はございません。

3. 手続き日程

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・新聞公告日 平成23年4月1日※信託約款の変更の予定は、日本経済新聞（朝刊）で公告します。・異議申立期間 平成23年4月1日～平成23年5月2日・異議申立口数集計日 平成23年5月2日・信託約款変更適用日 平成23年6月1日 |
|---|

4. 異議申立てについて

公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対し、書面により、当マザーファンドの信託約款の変更に関する異議を申立てることができます。

異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えないときは平成23年5月10日付で当マザーファンドの信託約款の変更を行い、平成23年6月1日より適用する予定です。

なお、異議お申立ての受益者の受益権の合計口数が公告日現在の受益権総口数の二分の一を超えた

場合は、信託約款の変更は行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

※マザーファンドの信託約款の変更に関しましては、ベビーファンドの信託約款に係る受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。

5. 異議申立ての方法

予定しております信託約款の変更に対し異議のある受益者の方は、書面に以下の内容をご記入のうえ、平成23年5月2日までに以下の宛先（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社）まで、異議をお申立てください（平成23年5月2日弊社必着）。

※信託約款の変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。

(1) 宛先

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部

(2) ご記入いただく内容

①ファンド名（損保ジャパン・フォルティス・トルコ株式オープン） ②住所 ③氏名（記名・販売会社のお届け印捺印） ④電話番号（日中連絡先） ⑤平成23年4月1日現在の保有口数〇〇〇口 ⑥取扱販売会社、取引店名、口座番号※ ⑦信託約款の変更について反対する旨

※当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの保有口数をご記入ください。

(注)

- ・ご記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てを受付できない場合があります。
- ・異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際に必要がある場合には、ご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

6. 異議お申立ての受益者の買取請求手続について

信託約款の変更が行われた場合には、異議をお申立てされた受益者は、平成23年5月11日から平成23年5月30日までの間に、自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して、投資信託財産による買取りを請求することができます。買取請求手続については、異議をお申立てされた受益者の方に対して、あらためてご案内させていただきます。

※信託約款の変更に異議をお申立てされた受益者が、必ず買取請求をしなければならないわけではございません。

買取請求は、信託約款の変更に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

買取りの価額は、信託約款の変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額（受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）を控除した額）となります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。

※当該買取事務に関する費用（振込手数料、計算書送付費用等）はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。また、上記のとおり手続きが必要となるため、買取請求手続による買取代金のお支払いは、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

また異議申立期間中、買取請求期間中ともに、信託約款の変更に異議をお申立てしたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご解約のお申込みを受付けます。

なお、買取請求を行った受益権については、解約のお申し込みを行うことはできなくなりますのでご留意ください。

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 営業部
電話番号 03-5290-3519 (受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

個人情報の取扱いについて

異議お申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます。）及び委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報は異議お申立て及び買取請求に関する事務を処理するために利用いたします。

[参考]

予定している信託約款変更の内容は、以下の通りです。

信託約款新旧対照表

親投資信託 損保ジャパンーフオルティス・トルコ株式マザーファンド

訂正後	訂正前
運用の基本方針 2. 運用方針 （2）投資態度 （略） （削除）	運用の基本方針 2. 運用方針 （2）投資態度 （略） <u>③ MSCI Turkey 10/40 Index を運用上のベンチマークとし、同インデックスを上回る運用成果を目指します。</u>
<u>③</u> （略）	<u>④</u> （略）
<u>④</u> （略）	<u>⑤</u> （略）
<u>⑤</u> （略）	<u>⑥</u> （略）
<u>⑥</u> （略）	<u>⑦</u> （略）

以上